

2022年4月1日

エコマーク商品類型 No. 133「デジタル印刷機Version1.10」

認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会

エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマークのデジタル印刷機の認定基準は、グリーン購入法の特定調達品目「デジタル印刷機」の基準を満たす内容としている。

今回、グリーン購入法の基本方針が2022年2月25日に改正され、「特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと」が必須基準に変更となったため、記載内容の整合を図るため改定する。また、本改定にあわせて、他類型との用語の統一ならびに引用している規格名（EC規則等）に更新する。

2. 改定日：2022年4月1日

3. 改定箇所（追加：下線部、削除：見え消し）＜改定箇所のみ抜粋＞

エコマーク商品類型 No. 133「デジタル印刷機 Version1.11」認定基準書(案)

A. デジタル印刷機（新品）

B. デジタル印刷機（リユース機）

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

(7) 25g以上のプラスチック製筐体部品には、規則(EC)No.1272/2008 Annex VIの表3のCMRカテゴリ1Aまたは1Bに分類される下表1の物質~~EUの危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関するEC理事会指令67/548/EECの付属書Iにより発がん性・変異原性・生殖毒性のカテゴリ1～3に分類される物質、またはTRGS905において発がん性・変異原性・生殖毒性に分類される物質を処方構成成分として含まないこと。ただし、また、三酸化アンチモンを処方構成成分として使用のないこと。~~については、平成18年6月より適用とする。

ただしまた、以下については本項目を適用しない。

- ・プラスチック材料の物性改善のために使用される有機フッ素系添加剤。ただし、含有量が0.5重量%を超えないこと。
- ・PTFEなどのフッ素化プラスチック
- ・(8)に基づくマーキングのなされた再使用大型プラスチック部品。ただし、マーキングについてはISO11469 (JIS K 6999)に準拠していることでもよい。

表 1. 使用を制限する物質リスト

危険有害性クラス	分類	
	危険有害性カテゴリコード	CLP 規則(EC) No.1272/2008
発がん性	Carc. 1A および 1B	H350：発がんのおそれ
発がん性	Carc. 1A および 1B	H350i：吸入による発がんのおそれ
生殖細胞変異原性	Muta. 1A および 1B	H340：遺伝性疾患のおそれ
生殖毒性	Repr. 1A および 1B	H360：生殖能または胎児への悪影響のおそれ
REACH 規則第 59 条 1 項に記載のリスト(いわゆる SVHC 候補リスト)に掲げられた物質は対象に含まれる。		

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。および使用しているプラスチック材料のリスト(記入表 A)に、該当物質の添加の有無を明記すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理 ー原則と指針」に基づいて実施されることが推奨される。

- (9) ~~プラスチック製管体部品およびプリント基板は、多臭化ビフェニール(PBB)、多臭化ジフェニルエーテル(PBDE)および塩化パラフィン(鎖状炭素数が 10~13 で含有塩素濃度が 50%以上)を処方構成成分として添加していないこと。~~

~~【証明方法】~~

~~本項目への適合を付属証明書に記載すること。~~

- (10) ~~鉛、カドミウムまたは水銀を含むプラスチック添加剤、顔料を処方構成成分として添加していないこと。~~

~~【証明方法】~~

~~本項目への適合を付属証明書に記載すること。~~

- (9) 機器は鉛・水銀・カドミウムおよびそれらの化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル(PBB)、ポリプロモジフェニルエーテル(PBDE)、フタル酸エステル類の含有率が、RoHS(II)指令の Annex II の修正に関する委員会委任指令[Commission Delegated Directive (EU)2015/863]の Annex II(表 2)に適合すること。ただし、Annex III に指定されているものは除く。

また、短鎖塩素化パラフィン(鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上)の難燃剤を処方構成成分として添加していないこと。

表 2. 含有率

物質の名称	含有率[wt%]
鉛およびその化合物	≤ 0.1
水銀およびその化合物	≤ 0.1
カドミウムおよびその化合物	≤ 0.01
六価クロム化合物	≤ 0.1
ポリプロモビフェニル(PBB)	≤ 0.1

<u>ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)</u>	<u>≤ 0.1</u>
<u>フタル酸ビス(ジエチルヘキシル) (DEHP)</u>	<u>≤ 0.1</u>
<u>フタル酸ブチルベンジル(BBP)</u>	<u>≤ 0.1</u>
<u>フタル酸ジブチル(DBP)</u>	<u>≤ 0.1</u>
<u>フタル酸ジイソブチル(DIBP)</u>	<u>≤ 0.1</u>

※含有率は均質物質(全体的に一様な組成で機械的に分離できる最小単位)における含有割合を指す。

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理－原則と指針」に基づいて実施されることが推奨される。

◆その他

以下、用語は他類型と整合を図るため、名称。規格番号を変更する。

- ・ 多臭化ビフェニール(PBB) → ポリブロモビフェニル(PBB)
- ・ 多臭化ジフェニルエーテル(PBDE) → ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)
- ・ 塩化パラフィン → 短鎖塩素化パラフィン
- ・ ポリマ → ポリマー
- ・ MSDS → SDS

別表 1 4-1-1(1)機器本体の 3R 設計

付表 1 分離して処理すべき物質、調剤および部品

少なくとも次記の物質、調剤および部品は、分別回収された廃電気・電子機器から除去すること。(改正 WEEE 指令(2012/19/EU 指令) Annex VII による)

- * ポリ塩化ビフェニルおよびポリ塩化テルフェニル(PCB/PCT)の処分に関する指令 96/59/EC の意味での PCB を含むコンデンサ
- * バックライト用ランプのような水銀を含む部品
- * 電池
- * 面積が 10cm² を超えるプリント基板
- * 臭素系難燃剤を含むプラスチック部品
- * 面積が 100cm² を超える液晶表示パネル(場合によっては筐体付き)
- * 外部の電線
- * 問題物質を含むコンデンサ(高さ>25mm、直径>25mm あるいは体積がこれに近いもの)

以上の物質、調剤および部品は廃棄物に関する指令 2008/98/EC 指令 75/442/EEC の第 4 条に従って処分あるいは活用すること。

以上